

佐賀県豪雨の被害に関し、  
被災者生活再建支援法の柔軟な運用を求め、  
当会の取組みを宣明する会長談話

佐賀県では、本年8月27日からの記録的豪雨により、各地で大規模浸水、河川の氾濫、土砂災害などの災害が発生しました。佐賀県災害対策本部広報対策部のプレスリリース（令和元年9月3日午前7時現在）によれば、佐賀県内死者3名・負傷者1名、住家全壊1件・住家半壊2件・住家一部損壊3件・住家床上浸水794件・住家床下浸水903件等となっています。

当会は、佐賀県ほかこのたびの記録的豪雨による被害を受けられた全てのみなさまに心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このたびの豪雨災害に関しては、災害救助法が適用されることとなりましたが、被災者生活再建支援法の適用がなされるかはまだ明確になっていません。当会は、2018（平成30）年7月27日、「平成30年7月豪雨の被害に関し被災者生活再建支援法施行令の改正を求める会長声明」を発出したところ、被災者生活再建支援法施行令の改正はいまだなされていませんが、現行の同法施行令によっても少なくとも武雄市及び大町町には被災者生活再建支援法の適用がなされると思われれます。内閣府におかれては、被災者の安心のために早急に適用を宣言すべきと考えます。

また、現行の同法施行令は、被害の実情に応じた柔軟な運用が望ましいと考えます。すなわち、住家の全壊判定にあたっては、実質的な経済的効用の観点を重視すべきであり、たとえば油流出・残存被害を受けた住家については油除去に多大な費用を要することが予想されることから全壊判定に積極的であるべきであり、また半壊判定だとしても解体の必要性がやむを得ないと判断がなされるべきだと思料します。

当会は、佐賀県市長会と災害時における連携協力に関する協定を締結しており、佐賀県とも、当会が加盟する佐賀県専門士業団体連絡協議会が大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定を締結しております。当会は、これら協定に基づいて自治体と連携し、被災地域及び被災住民の復旧・復興に助力することをあらためて宣明いたします。

また、当会独自の取組として、当会が実施する既存の法律相談全てにおいて、このたびの豪雨災害に関する相談を当面の間無料とすることを決定いたしました。これにより、実施時間帯の限定はあるものの、このたびの豪雨災害に関する相談は無料で実施されます。実施曜日や実施時間帯について詳しくは当会ホームページをご覧ください。面談相談以外にも、もともと当会が実施しております毎週火曜日午後5時30分から午後7時30分まで、毎週土曜日午後1時00分から午後3時30分までの電話無料相談で、災害に関する相談を受け付けています。実施時間帯に佐賀県弁護士会（電話0952-24-3411）までお電話をいただければと思います。

2019（令和元年）年9月3日

佐賀県弁護士会

会 長                      奥      田      律      雄